

長野県茅野市の提案について

令和3年10月1日
厚生労働省医政局

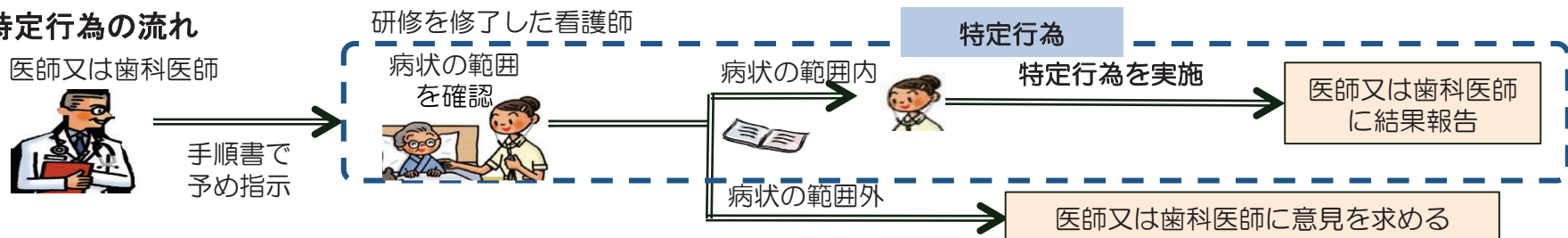
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

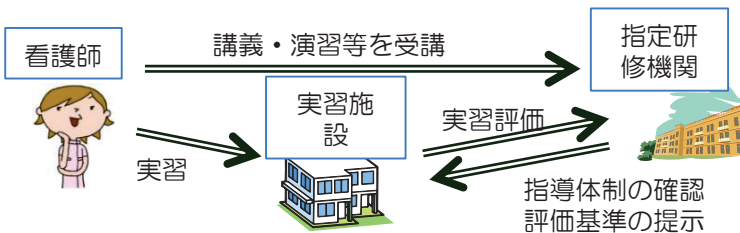
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容(平成31年4月～)

「共通科目」
全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

長野県茅野市の提案

在宅医療に特化した看護師の特定行為の拡大

○今回提案する行為（※）を新たに特定行為に位置づけると共に、既存の特定行為を組み合わせ、在宅医療に特化した特定行為スキルセットを設け、国家戦略特区において先行して特定行為研修を実施する。

※今回提案があった行為

- 睡眠薬の臨時の投与
- 感染徴候がある者に対する血液検査、各種培養検査のオーダーと実施
- 疼痛がある者に対する鎮痛剤投与と、オピオイド投与量の増減
- 便秘に対する浣腸、下剤の投与
- 酸素投与の開始、在宅酸素投与量調節
- 閉塞性肺疾患（喘息・COPD）急性増悪に対するβ刺激薬の吸入
- 超音波検査（胸腹部、関節、下肢深部静脈血栓）のオーダーと実施
- アナフィラキシーショックの初期対応

本日の議題に対する基本的な考え方

- ご提案の行為は、その具体的内容が必ずしも明らかではない部分もあるが、現に医療現場において、医師の指示（包括的指示を含む。）に基づく「診療の補助」として、特定行為研修を修了した看護師に限らず実施している行為や、患者自らが医師の指示の下で実施している行為であると考えられる。
- そのため、「診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの」（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号）として特定行為に位置づける必要はなく、当該行為に係る特定行為研修を必要とする等、新たな規制を設けることは、法の趣旨や医療現場の実情に照らして適當ではないと考える。

看護師の特定行為研修の概要について

厚生労働省 医政局

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定行為

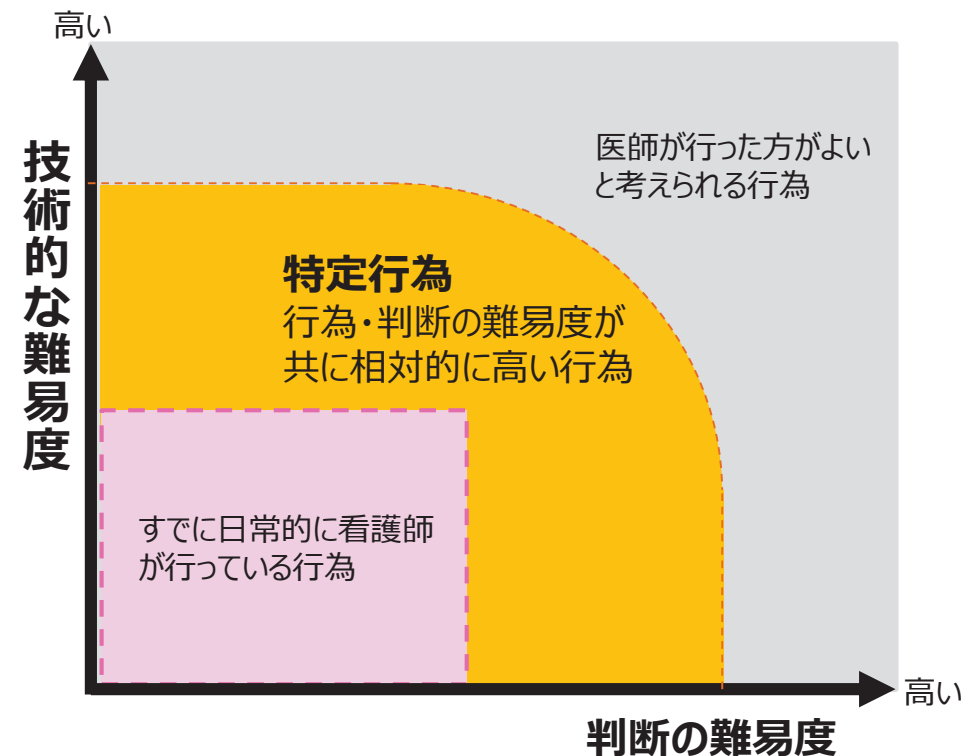
特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙に掲げる38行為であること。

（改正後の保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号）

特定行為の決定プロセス

- 平成22年度厚生労働科学研究補助金
「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」
⇒ 203行為抽出
- 第20回チーム医療推進会議で報告
チーム医療推進のための看護業務検討ワーキング
グループで議論
⇒ 特定行為（案）41行為
- 医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会で議論
特定行為（案）41行為 ⇒ 38行為に決定

特定行為のイメージ



特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

特定行為の実施の流れ（例）

◆ 研修を受けるとこのようになります

（脱水を繰り返すAさんの場合）

研修 受講前

医師

Aさんの診察後、
脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う



看護師

医師にAさんの状態を報告

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示

看護師

点滴を実施

看護師

医師に結果を報告

研修 受講後

医師

Aさんを診察後、
手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

手順書に示された



手順書により
タイムリーに

症状の
範囲内



点滴を
実施

医師に結果を報告

症状の範囲外

医師に報告

手順書による指示のイメージ

指示

<指示>

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
- ・どの手順書により特定行為を行うのか

ほか

「直接動脈穿刺法による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO_2 呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

特定行為研修の研修内容等の見直し 概要

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、本制度の施行状況の評価等を踏まえ、特定行為研修の研修内容等について審議を行い、平成30年12月に意見を取りまとめられた。これを受け、平成31年4月26日に保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令が公布された。主な改正点は以下の通り。

主な改正点1：特定行為研修の内容及び時間数について

○共通科目及び区分別科目の研修内容について、科目横断的に学ぶことによる研修内容の精練化等を図り、各科目の内容及び時間数を変更する。

○区分別科目の実習については、講義及び演習の時間とは別に、行為の難易度に応じて5例又は10例程度の症例数で実習を行うこととする。

共通科目	改正前時間数	改正後時間数
	315時間（100%）	250時間（79%）

区分別科目	改正前時間数	改正後時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	22	9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	63	29
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	21	8
循環器関連	45	20
心嚢ドレーン管理関連	21	8
胸腔ドレーン管理関連	30	13
腹腔ドレーン管理関連	21	8
ろう孔管理関連	48	22
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	18	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	21	8
創傷管理関連	72	34

区分別科目	改正前時間数	改正後時間数
創部ドレーン管理関連	15	5
動脈血液ガス分析関連	30	13
透析管理関連	27	11
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36	16
感染に係る薬剤投与関連	63	29
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	36	16
術後疼痛管理関連	21	8
循環動態に係る薬剤投与関連	60	28
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	57	26
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	39	17

※区分別科目の時間数に実習時間は含めず、経験すべき実習の症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度。

主な改正点2：特定行為研修における特定行為のパッケージ化について

○領域別に実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とする。

○パッケージ化する特定行為については、各領域において一般的な患者の状態を想定し、実施頻度の高い特定行為を設定する。

領域は、令和2年11月時点で6領域。

【在宅・慢性期領域】4区分4行為

【外科術後病棟管理領域】12区分15行為

【術中麻酔管理領域】6区分8行為

【救急領域】5区分9行為（令和元年10月追加）

【外科系基本領域】7区分7行為（令和2年3月追加）

【集中治療領域】6区分10行為（令和2年10月追加）

領域別パッケージ研修 【在宅・慢性期領域】

想定する患者像：療養が長期に渡る、もしくは最期まで自宅又は施設等で療養する状態の患者

特定行為区分	特定行為	現行の時間数	改正後時間数※
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	8	8 + 5症例
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22	16 + 5症例
	膀胱ろうカテーテルの交換		
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34	26 + 5症例
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16	
	脱水症状に対する輸液による補正		11 + 5症例
区分別科目小計		80	61 + 各5症例
合計時間（共通科目 + 区分別科目）		330時間（100%）	311時間（94%） + 各5症例

※区分別科目の実習は、講義及び演習の時間とは別に、行為の難易度に応じて5例又は10例程度の症例数で行うこと。